平成２５年（フ）第８７８８号
東京都足立区竹の塚４丁目３―27―204
破産者　伊藤　　賢
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８２１号
東京都文京区小石川５丁目10―17―305
破産者　佐瀬　惠子
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８２２号
千葉県習志野市津田沼３丁目19―17
破産者　小出　陽子
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８２５号
東京都大田区大森東２丁目30―５―101
破産者　吉植麻理子（旧姓野村）
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８８６２号
東京都板橋区赤塚新町２丁目７―17―501
破産者　ナリン理絵
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第８９１６号
東京都大田区萩中１丁目４番14号
破産者　高橋　伸一
1　決定年月日　平成25年10月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第３９４号
札幌市中央区北２条西13丁目１番地１　Ｋ２ビル３階
破産者　株式会社ラインサポート
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０２８号
札幌市中央区南12条西23丁目２番１号
破産者　株式会社ツヅキ
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第１０６号
岩手県上閉伊郡大槌町安渡３丁目522番地
破産者　有限会社大和フーズ
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２５年（フ）第７０２１号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1864番地10
破産者　日本廃棄物管理センター株式会社
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第７０２２号
埼玉県さいたま市北区日進町２丁目1864番地10
破産者　ウェスティックテクノロジー株式会社
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２５年（フ）第２３６号
東京都武蔵村山市伊奈平１丁目53番地の１
破産者　有限会社サニー工業
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第７２５号
神奈川県足柄下郡箱根町仙石原1246番地737
破産者　株式会社ＥＲＰ
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２５年（フ）第９７号
新潟市東区紫竹卸新町2019番地１
破産者　株式会社タムラ製菓
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第９５号
長野市川中島町今里字三俣８番地２
破産者　東通建設株式会社
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第５３５号
大阪市北区鶴野町４番11　朝日プラザ梅田505号
破産者　有限会社サンシャインコーポレーション
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第１９４９号
大阪府池田市渋谷１丁目３番21号
破産者　勧業建設株式会社
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第２２３１号
大阪市鶴見区横堤３丁目９番29号
破産者　株式会社タカチホ
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３２５８号
大阪府高槻市天神町１―９―６西島マンション
破産者　株式会社八咫鴉
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２５年（フ）第３５３５号
大阪府寝屋川市太間東町10番30号
破産者　有限会社ＯＣＳ
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成１８年（フ）第５４０号
堺市東区八下町２丁３番地２、商業登記簿上の本店大阪府松原市西大塚１丁目９番25号
破産者　株式会社岡三興業
1　決定年月日　平成25年10月21日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２５年（フ）第７号
北海道室蘭市舟見町１丁目４番８号
破産者　株式会社田川食品工業
1　決定年月日　平成25年10月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所室蘭支部破産係